

試薬に関連する法規制の動き(令和7年1月1日～令和7年3月31日)

	ページ
1. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）関連の改正.....	1
2. 労働安全衛生法（安衛法）関連の改正.....	1
3. 医薬品医療機器等法関連の改正.....	2
4. 食品衛生法関連の改正.....	2

【改正内容】

1. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）関連の改正

1-1. 「優先評価化学物質」の指定取り消し

厚生労働省・経済産業省・環境省告示第3号（令和7年3月31日付官報）により、次の6物質が「優先評価化学物質」の指定を取り消された。

通し番号	名称	官報整理番号
27	N, N-ジメチルホルムアミド	(2)-680
129	1, 3-ジイソシアナト（メチル）ベンゼン	(3)-2214
230	カリウム=2-エチルヘキサノアート	(2)-611
244	エチル=水素=スルファート	(2)-3231
255	4, 4'-ジアミノ-3, 3'-ジクロロジフェニルメタン（別名4, 4'-メチレンビス（2-クロロアニリン））	(4)-95 (4)-96 (4)-275
256	ビスクロ [2. 2. 1] ヘプタン-2, 5（又は2, 6）-ジイル=ジシアニドの混合物	(4)-1715

（参照：経済産業省 https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/bulletin/yusen/bulletin_yusen_250331.pdf）

2. 労働安全衛生法（安衛法）関連の改正

2-1. 「新規化学物質」の名称の公表

（1）労働安全衛生法第57条の4第1項の規定に基づき届出があった「新規化学物質」の名称が157件公表された。

（通し番号31848～32004）

（参照：厚生労働省 職場のあんぜんサイト https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/202503kag_new.htm）

2-2. 「ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質」の追加と削除

政令第35号、および厚労省令第12号（令和7年2月19日付官報）により、労働安全衛生法第57条第1項、第57条の2第1項の規定に基づき名称等を表示、および通知すべき物として安衛則別表第2への155物質の追加と2物質の削除が公布された。（施行日：令和9年4月1日）

（参照：厚生労働省法令等データベースサービス <https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H250219K0030.pdf>）

（参照：厚生労働省法令等データベースサービス <https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T250221K0010.pdf>）

3. 医薬品医療機器等法関連の改正

3-1. 指定薬物に指定

(1) 厚生労働省令第5号(令和7年1月27日付官報)により、次の4物質が「指定薬物」に指定された。(施行日:令和7年2月6日)

	対象物質
48	7-アリル-4-(シクロプロピルカルボニル)-N,N-ジエチル-4,6,6a,7,8,9-ヘキサヒドロインドロ[4,3-fg]キノリン-9-カルボキサミド及びその塩類
66	2-(エチルアミノ)-2-(2-フルオロフェニル)シクロヘキサノン及びその塩類
130	4-(シクロプロピルカルボニル)-N-メチル-N-(プロパン-2-イル)-7-メチル-4,6,6a,7,8,9-ヘキサヒドロインドロ[4,3-fg]キノリン-9-カルボキサミド及びその塩類
324	2-(4-メトキシベンジル)-5-ニトロ-1-[2-(ピロリジン-1-イル)エチル]ベンズイミダゾール及びその塩類

(参照:厚生労働省法令等データベースサービス <https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H25012710060.pdf>)

(参照:厚生労働省 https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000212475_00061.html)

(2) 厚生労働省令第12号(令和7年3月5日付官報)により、次の3物質が「指定薬物」に指定された。(施行日:令和7年3月15日)

	対象物質
124	N,N-ジエチル-7-メチル-4-[3-(トリメチルシリル)プロパノイル]-4,6,6a,7,8,9-ヘキサヒドロインドロ[4,3-fg]キノリン-9-カルボキサミド及びその塩類
189	5-ニトロ-2-(4-プロポキシベンジル)-1-[2-(ピロリジン-1-イル)エチル]ベンズイミダゾール及びその塩類
296	N-メチル-N-プロピルトリプタミン及びその塩類

(参照:厚生労働省法令等データベースサービス <https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H25030510020.pdf>)

(参照:厚生労働省 https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000212707_00025.html)

4. 食品衛生法関連の改正

4-1. 人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものの改正

(1) 内閣府告示第25号(令和7年2月10日付官報)により、食品衛生法第13条第3項の規定に基づき、次の物質が人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして追加された。

55	発芽スイートルーピン抽出たんぱく質
----	-------------------

(参照:消費者庁 https://www.caa.go.jp/policies/policy/standards_evaluation/pesticide_residues/notice/assets/standards_cms208_250221_01.pdf)

(参照:日本食品化学研究振興財団 <https://www.ffcr.or.jp/tsuuchi/2025/02/13-5.html>)

(2) 内閣府告示第28号(令和7年2月27日付官報)により、食品衛生法第13条第3項の規定に基づき、次の物質が人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして追加された。

6	アナカルド酸
---	--------

(参照:消費者庁 https://www.caa.go.jp/policies/policy/standards_evaluation/pesticide_residues/notice/assets/standards_cms208_250227_01.pdf)

(参照:日本食品化学研究振興財団 <https://www.ffcr.or.jp/tsuuchi/2025/02/13-6.html>)